

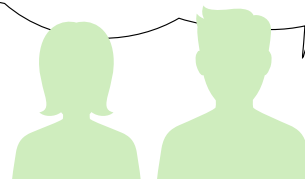
あなたの暮らしのパートナー **ぶぎん税務相談室****第3回 結婚・子育て資金の一括贈与について**

私は結婚が決まり、婚約者と祖母の家に報告に行ったら、祖母から「これから結婚・出産・育児とお金がかかるから500万円あげるね。」と言われました。

実際にもらったときは、贈与税がかかるのでしょうか。また、申告手続はどのようにすればよいのでしょうか。

皆様 こんにちは。

6月と言えば「ジュンブライド」、
今月は結婚にまつわる事例をご紹介します。
どうぞ一読ください。



ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



結婚も出産も人生の重要なイベントです。準備も大変ですし、費用もかかります。ブライダル会社の調査によると結婚式の費用は300～400万円で、半額は自分たちの預金から、残りはご祝儀や親からの援助などで賅っているようです。

ここで少し贈与税のおさらいをしましょう。個人が1月1日から12月31日までの1年間に個人からもらった財産の合計額が110万円を超える場合に、贈与税の申告と納税が必要になります。ただし、親子などの扶養義務者間で生活費などを必要な都度贈与された場合は贈与税はかかりません。

ご質問の場合は、一度に500万円もらうので贈与税の申告と納税が必要と考えられますが、「結婚や子育てに必要な資金を一括贈与した場合の贈与税の非課税の特例」の適用を受ける場合は、1,000万円まで非課税となり、申告等の手続を税務署へ直接しなくてよいことになります。この非課税の特例制度についてご紹介しましょう。

1 制度の概要

平成27年1月1日から平成31年12月31日までの間に祖父母など(直系尊属)から20歳以上50歳未満の孫など(直系卑属)に結婚や子育てに必要な資金を一括贈与した場合には、もらった人(受贈者)ごとに1,000万円(うち結婚に係る費用は300万円)まで贈与税が非課税となります。

この制度の適用を受けるには、銀行等の金融機関

と「結婚・子育て資金管理契約」(管理契約)を締結し、新たに開設した受贈者名義の専用口座に贈与された金銭等を預入等し、結婚・子育て資金を支出した場合は、一定の日までに金融機関に領収書などを提出し、確認を受けなければなりません。

2 税務署等への手続き

管理契約を締結するときに「結婚・子育て資金非課税申告書」を作成し、金融機関に提出します。この申告書は金融機関が保管しますが、金融機関経由で税務署へ提出されたものとみなされます。

受贈者が贈与税の申告書を税務署へ提出するなどの手続きは不要です。

3 「結婚・子育て資金管理契約」の終了

受贈者が50歳に達した場合、管理契約は終了し非課税とされた金額から結婚・子育て資金として支出された額を控除した残額は、管理契約の終了の日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。

4 財産をくれた人(贈与者)の死亡

贈与者が管理契約期間中に死亡した場合は、非課税とされた金額から結婚・子育て資金として支出した金額を控除した残額を、贈与者から相続等により取得したこととされ、相続税の対象となります。

詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口又はぶぎん地域経済研究所へお問い合わせください。